

(公印省略)

5介保第7725号

令和6年3月21日

各介護サービス事業所 管理者様

久留米市長 原口 新五

(健康福祉部介護保険課)

## 令和6年度介護報酬改定に伴うサービス担当者会議の取扱いについて

日頃から適正な介護サービスの運営にご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年度介護報酬改定に伴うサービス担当者会議の取扱いについて下記のとおり本市の考え方をお示ししますので、ご確認のうえ適切にご対応いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 サービス担当者会議の開催について

令和6年度介護報酬改定に伴う新たな加算の算定にあたり、ケアマネジャーが居宅サービス計画の変更の必要性があり、かつ軽微な変更でないと判断した場合にはサービス担当者会議の開催が必要です。

したがって、サービス事業所の方は、サービス担当者会議の開催の判断について下記に示す本市の考え方を確認するとともに、ご担当のケアマネジャーと連携を図ってください。

ケアマネジャーの方は、添付の「居宅介護支援・介護予防支援・サービス担当者会議・介護支援専門員に係る項目及び項目に対する取扱い」【令和6年4月変更版】や以下をご参照のうえ、開催の判断をお願いいたします。

なお、以下にお示しする内容は、介護報酬改定に限らず通常のケアマネジメントの考え方に基づく例示であり、軽微な変更に該当するかどうかは利用者等の個々の状況に応じて判断していただくようお願いいたします。

#### <本市の考え方>

新しい加算を算定するにあたり、利用者のケアプラン上のニーズや目標、サービス内容等についての変更があり、ケアプランを変更する必要がある場合は、サービス担当者会議の実施は必要と考えます。

したがって、加算の内容が事業所の体制によるもので、利用者のニーズや目標に影響を及ぼさないものであればサービス担当者会議の開催の必要はなく、ケアプラン（第2表等）に記載する必要もないと考えます。

#### 2 開催時期について

サービス担当者会議の開催の必要性がある場合は、加算の算定開始までに開催する必要があります。

#### 【問い合わせ先】

介護保険課育成・支援チーム

TEL:0942-30-9247

FAX:0942-36-6845